

- (3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により小学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類				小学校教諭二種免許状	
基礎資格				幼稚園教諭普通免許状を有していること。	中学校教諭普通免許状を有していること。
在職年数(備考2)				3	3
科目名				単位数	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	10 (備考3)	10 (備考4)
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	
			生徒指導の理論及び方法	2 全ての事項にわたること。	2 全ての事項にわたること。
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
合計				13	12

- 備考 1 各単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において教諭又は講師(幼保連携型認定こども園及び基礎資格にかかる特別支援学校の各部の教諭又は講師を含む。)として在職することが必要となります。
- 3 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては、生活の教科を除く5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第18条の2備考2号)
- 4 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあっては、その免許状に相当する教科を除く5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第18条の2備考2号)
- なお、複数の教科の中学校教諭普通免許状を有している場合には、有するすべての中学校教諭普通免許状の免許教科の指導法を除くものとする。

- 5 小学校、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。（免許法施行規則 第18条の2備考4号）

基礎資格				幼稚園教諭普通免許状を有していること。		中学校教諭普通免許状を有していること。	
在職年数（備考7）				1	2	1	2
各教科の指導法の基礎的理解に関する科目又は教諭	第二欄	各教科の指導法に関する科目（備考6）	各教科の指導法	7	5	7	5
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1		
			生徒指導の理論及び方法	2	1	2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
合計				10	7	9	6

- 6 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、1単位以上の科目の修得を含め5以上の教科について単位を修得することが望ましいですが、単位軽減を受ける場合は以下のような修得も可能とします。

※7単位を修得する場合

4教科以上を修得する。（例：2単位×3教科+1単位×1教科）

※5単位を修得する場合

3教科以上を修得する。（例：2単位×1教科+1単位×3教科

又は、2単位×2教科+1単位×1教科）

なお、修得する教科については備考4を参照してください。

- 7 別表第8の最低在職年数（備考2の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。